

## 京都大学医生物学研究所ヒトES細胞の分配における提供手数料取扱要領

平成22年4月27日所長裁定制定

### (目的)

第1条 この要領は、京都大学医生物学研究所ヒトES細胞分配等規程（以下「分配等規程」という。）第8条に定める必要な経費（以下「提供手数料」という。）の徴収に関する取扱を定めるものであり、法令その他の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、分配等規程の定めによる。

### (提供手数料)

第3条 京都大学医生物学研究所からヒトES細胞及び加工されたヒトES細胞の分配を受けた使用機関は提供手数料を納付しなければならない。

- 2 提供手数料の額は提供に要する実費相当額として1 vialにつき学術研究機関30,300円、学術研究機関以外60,600円とする。（国内の往復の運送費を含む。）（消費税及び地方消費税を含む。）
- 3 前項の「学術研究機関」とは、大学、大学共同利用機関、高等専門学校、研究開発を行なっている国の試験研究機関、公立の試験研究機関、研究開発を行なっている特殊法人及び独立行政法人をいう。
- 4 一旦納付された提供手数料は、返還しない。

### (要領の変更)

第4条 京都大学医生物学研究所長は、以下の場合に依頼機関の同意を得ることなくこの要領を変更できるものとする。

- (1) 要領の変更が、依頼機関の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 要領の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、細胞の分配上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 前項による要領の変更にあたり、要領の変更をする旨及び変更後の要領の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに京都大学医生物学研究所ホームページ又は電子メールによる通知、その他の適切な方法により、依頼機関に周知するものとする。

### 附 則

この要領は、平成22年4月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和元年9月19日から施行する。

2 改正後の提供手数料は、令和元年10月1日以後の分配について適用し、同日前の分配については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。